

砥部町地域防災計画及び砥部町国民保護計画改正委員会設置要綱

平成 21 年 2 月 6 日

砥部町訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく砥部町地域防災計画及び国民保護法第 35 条第 1 項の規定に基づく砥部町国民保護計画を改正するため、砥部町地域防災計画及び砥部町国民保護計画改正委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 砥部町地域防災計画の改正に関すること。
- (2) 砥部町国民保護計画の改正に関すること。
- (3) 砥部町災害対策本部運営要領の改正に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、副町長、総務課長及び課等の長が推薦する者(以下「委員」という。)をもって組織し、委員は町長が任命する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には副町長を、副会長には総務課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、委員会の会務を総理し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課危機管理係において処理する。

(解散)

第 7 条 委員会は、砥部町地域防災計画及び砥部町国民保護計画改正業務が完

了したとき解散する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。